

JForest

森林組合だより

令和5年9月1日
発行
第 145 号



令和5年度 連絡員会議

本荘由利森林組合

由利本荘市水林381

TEL 0184-24-4141(代) FAX 0184-24-4143

HP <http://www.honmori.com/> メール honmori@trad.ocn.ne.jp

令和5年度

連絡員会議を開催しました

7月19日（水）、由利本荘市文化交流館カダーレを会場に令和5年度連絡員会議を開催いたしました。

ここ数年間はコロナ禍の影響で地区ごとに開催しておりましたが、今年度は全地区合同での開催となり、連絡員79名、役員20名のほか、来賓として秋田県由利地域振興局森づくり推進課佐々木課長、由利本荘市農山漁村振興課土田課長、にかほ市農林水産課須田課長、並びに佐藤班長のご出席をいただきました。

会議は小松組合長の挨拶に始まり、日頃のご労苦とご協力に対してお礼を申し上げるとともに、今後とも引き続き組合員との重要な連絡役を務めて下さるようお願いいたしました。

また組合からは次の事項について報告しました。

1. 指導・総務事業関係

- ・賦課金のお知らせ
- ・年間行事計画
- ・組合員異動手続きについて

2. 林産販売事業関係

- ・西目センター共販市況
- ・木材価格の推移

3. 造林事業関係

- ・造林補助制度について
- ・再造林助成金について

4. 製材・バイオマス事業関係

- ・令和4年度西目製材所稼働状況
- ・令和4年度バイオマス稼働状況及び円柱加工品取扱量



Q 賦課金の面割について、定期的に組合員の所有面積を確認しているのか。

A 組合員の所有山林については個人情報に該当する情報が含まれるため、組合での調査は難しいです。面積等に変更が生じた際は変更届をご提出いただければ賦課金もそれに準じた金額に再計算いたしますので、ご協力お願いします。なお、賦課金再計算が可能な時期は、賦課金請求書発行前か、請求書発行から2週間以内となっておりますのでご注意ください。

Q 賦課金の面割について、定期的に組合員の所有面積を確認しているのか。

A 組合員の所有山林については個人情報に該当する情報が含まれるため、組合での調査は難しいです。面積等に変更が生じた際は変更届をご提出いただければ賦課金もそれに準じた金額に再計算いたしますので、ご協力お願いします。なお、賦課金再計算が可能な時期は、賦課金請求書発行前か、請求書発行から2週間以内となっておりますのでご注意ください。

Q 植栽や下刈等の山の手入れを行う際の平準化された料金体系が知りたい。また、それに補助金が交付された場合の実際の負担額はどれくらいになるのかがわかる一覧表のようなものはないか。

A 秋田県と再造林推進協議会からの再造林助成金は令和7年度までの事業となっております。当組合の助成金もそれに倣うような形になりますが、継続してもらえようように要望は出しています。

Q 再造林助成金の制度は数年後も変わらずに続くものなのか。

A 秋田県と再造林推進協議会からの再造林助成金は令和7年度までの事業となっております。当組合の助成金もそれに倣うような形になりますが、継続してもらえようように要望は出しています。

一部をご紹介します。

【仁賀保地区 齋藤氏】

【本荘地区 田口氏】

由利中学校の生徒がSDGs学習のために来所！

令和5年7月7日（金）、由利中学校の生徒の皆さんがSDGs学習の一環として本荘由利森林組合に来所し、林業とSDGsの関係性や当組合のSDGsの取組についてご説明させていただきました。

SDGsについてはスライドを用いて森林経営の持続可能性と持続していくことの意義、現在実施されているバイオマスの事業がSDGsと密接に関わっていること等をお話し、事前にいただいた林業に関する質問については宮野専任指導員から詳しい解説をいたしました。

生徒の皆さんは熱心にメモを取りながらSDGs及び林業に関して理解を深めている様子でした。普段は森林について意識することはあまりなかったかもしれませんが、今回のことは身の回りの森林に目を向ける良い機会だったのではないのでしょうか。

SDGs



本荘由利森林組合林業研究会

第26回通常総会及び視察研修会

7月25日～26日、総会及び視察研修会を開催し9名の会員にご参加いただきました。研修内容は次の通りです。

☆高橋勝美氏所有山林（横手市山内南郷）

山林内の遊休地を活用した各種山菜の栽培、加工及び販売

☆株式会社ウッドディさんない（横手市山内土淵）

木製土木用資材の製造・販売

昨年度は日帰りでの視察研修を実施いたしましたが、今年度からは新型コロナウイルスの5類移行に伴い、1泊の視察研修を復活させ、横手市山内地区で事業を展開している個人・企業を視察して参りました。

1日目は、林業会社(有)共林班の代表を務める高橋勝美氏の所有山林を視察し、山林の遊休地で栽培されているギョウジャニンニクや本わさびに関することや、それらの加工販売など、多岐にわたる取組についてお話を伺いました。会員の中にも栽培に挑戦している方がいたようで、栽培に適切な地形は？肥料は何を使っているのか？など、積極的な意見交換・質疑が交わされていました。会員一同、80歳を超えて山林の新たな活用方法を思いついたら即実行する高橋氏の行動力に驚嘆していた様子でした。

2日目は、木製土木用資材の製造・販売を手掛けている(株)ウッドディさんないで工場内の見学や特許を取得しているクマ忌避杭等についてご説明いただきました。特にクマ忌避杭については、年々増加しているクマやカモシカ・イノシシによる人・農作物などへの被害に対して効果があることも実証されており、現在より効果的で持続性も高い新製品の開発を行っているとのことでした。



(株)ウッドディさんない



高橋勝美氏所有山林

第29回造林コンクールを開催いたしますので、多数の応募をお待ちしております。
開催要領は下記のとおりです。

第29回 本荘由利森林組合造林コンクール開催要領

1. 趣 旨

この造林コンクールは、健全な活力ある優良林分を造成し、良質材生産を志向した保育作業の合理化と技術の向上を図り、由利地方民有林の森林整備事業の推進と実績を高めるために開催し、合わせて所得向上に貢献することを目的とする。

2. 名 称 本荘由利森林組合造林コンクール

3. 主 催 本荘由利森林組合

4. 実施期間 申込：令和5年9月1日～令和5年10月4日
審査：令和5年11月1日～令和5年11月20日

5. 実施方法

① 参加資格

本荘由利森林組合組合員とする。(旧由利地方森林組合及び本荘由利森林組合主催の造林コンクールで入賞した林分は同一部門での申し込みはできません。)

② 参加林分の基準

※令和4年～令和5年度中に施業を実施した林分に限る。

A 人工林

B 育成天然林

(イ) 樹 種……スギ

(イ) 樹 種……広葉樹

(ロ) 面 積……0.10ha以上

(ロ) 面 積……0.10ha以上

(ハ) 林 齢……植栽後7年生以上

(ハ) 林 齢……25年生以上

③ 参加部門

幼齢林の部……7年生～9年生

枝打ちの部……11年生～30年生

保育間伐の部……21年生以上

収穫間伐の部……21年生以上

育成天然林の部……25年生以上

④ 参加申込

各支所に備え付けの参加申込用紙に記入の上、各支所経由で申込むものとする。

⑤ 審査方法

審査委員長は、由利地域振興局農林部森づくり推進課長に依頼し、森づくり推進課員及び森林組合職員をもって審査するものとする。

⑥ 審査基準 別に定める。

⑦ 表 彰

組合長は、審査委員長からの審査結果に基づき入賞者を決定し、次により表彰するものとする。

- ・最優秀賞 (由利地域振興局長賞)
- ・優秀賞 (由利森林管理署長賞)
- ・優良賞 (県森連会長賞)
- ・入賞 (森林組合長賞)
- ・奨励賞 (森林組合長賞)

▶▶▶ インボイス制度のお知らせ ◀◀◀

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できない免税事業者と取引する場合には、消費税の仕入税控除を受けることができなくなるため、令和5年10月1日から当組合との取引について下記のとおり変更いたします。

- 免税事業者：立木買取り、間伐等の素材買取りの消費税10%を『消費税相当額8%』に変更します。
- 課税事業者：従来どおり『消費税10%』のまま変更はありません。

※「適格請求書発行事業者」に登録されている方は、お取引前にお知らせください。

… 造林補助制度のお知らせ …

造林補助制度について、作業を組合に委託した場合の所有者負担額を再造林収支プラン書の一例を参考にご紹介いたします。尚、事業費や補助金額、木材価格については現場の状況などの諸条件により異なりますので、下記の価格を確約するものではありません。ご了承ください。

～ 主伐後の植栽から保育、主伐までの収支プラン（例）～

森林所有者	森林太郎		組合員区分：組合員
森林の所在地	由利本荘市〇〇字〇〇		
面積	1.00ha	植栽本数	2,400本
植栽樹種	スギ		(2,400)本/ha
下刈実施林齢	2, 3, 5, 7年生（生育状況による）		

◆収支見積

1) 契約期間の植栽・保育支出（見込み）

< 1.00ha >

施業種	林齢	支出 ①		収入 ②	国・県補助金	市補助金	その他補助金	収支 ③=②-①	
			事業費						
契約期間	植栽（地拵え含む）	1	1,130,000	1,130,000	1,199,000	966,000	103,000	130,000	69,000
	下刈	2	195,000	195,000	189,000	171,000	18,000	0	▲ 6,000
	下刈	3	195,000	195,000	189,000	171,000	18,000	0	▲ 6,000
	下刈	5	195,000	195,000	189,000	171,000	18,000	0	▲ 6,000
	下刈	7	195,000	195,000	189,000	171,000	18,000	0	▲ 6,000
	計		1,910,000	1,910,000	1,955,000	1,650,000	175,000	130,000	45,000

※植栽の国・県補助金額は「森林保険料40,000円/ha」を差し引いた額となっています。

2) 契約期間終了後に見込まれる施業

施業種	林齢	支出 ①		収入 ②	国・県補助金	市補助金	販売収入	収支 ③=②-①	
			事業費						
契約期間以降	除伐	11~20	200,000	200,000	194,000	176,000	18,000	0	▲ 6,000
	枝打ち	11~20	346,000	346,000	340,000	310,000	30,000	0	▲ 6,000
	保育間伐	25~30	160,000	160,000	151,000	137,000	14,000	0	▲ 9,000
	搬出間伐	40~50	600,000	600,000	716,000	386,000	30,000	300,000	116,000
	搬出間伐	50~60	770,000	770,000	938,000	496,000	42,000	400,000	168,000
	主伐（立木買取り）	65~	0	0	600,000	0	0	600,000	600,000
	計		2,076,000	2,076,000	2,939,000	1,505,000	134,000	1,300,000	863,000

木材市況情報 (令和5年)

単位：円、上段（石当り価格）
下段 m 当り 価格

樹種	材長 m	径級 cm	7月4日			8月2日		
			本荘由利木材流通センター			本荘由利木材流通センター		
			高値	安値	平均価格	高値	安値	平均価格
スギ	3.65	14下	(1,930) 6,949	(1,930) 6,949	(1,930) 6,949	(1,958) 7,052	(1,958) 7,052	(1,958) 7,052
		16~22	(2,330) 8,389	(2,215) 7,975	(2,270) 8,173			
		24~34	(3,061) 11,021	(2,619) 9,429	(2,583) 10,286	(3,000) 10,800	(2,999) 10,799	(2,999) 10,799
出材量・販売量・販売率			766m ³ (2,757石)・576m ³ (2,073石)・75%			622m ³ (2,239石)・271m ³ (975石)・43%		

7月：林業公社の若齢木が主体だったこともあり、単価は弱い。加えて製品市況の低迷もあり、今後とも厳しい状況が続きそうな気配。量産工場は今回も原木在庫が豊富なことから参加せず。

8月：製品市況が芳しくないところに加えて虫害材の出品も多く単価も弱含みだったほか、応札のない物件も目立った。

総務課よりお知らせ ～各種届け出のお願い～

各種手続きとともに、所定の用紙のご記入・提出をお願いしております。用紙は本所・各支所に準備してあるほか、ご希望の方には郵送いたします。

●賦課金納入

令和5年度分の賦課金について、未納の方は速やかに入金してください。
納入方法、納入先、また納入有無の確認等、ご不明の点がありましたらご連絡ください。



●相続加入届

郵便物が亡くなった方の名前で届いてしまうほか、補助申請や、役員及び総代選挙などに支障を来す場合がございますので、速やかにお手続きをお願いいたします。

●法人、団体、代表者名の変更

法人、団体、町内会等、団体名で加入されている組合員様で、「団体名の変更」又は「代表者名の変更」がある場合は、変更の届け出をしていただく必要がございますので、お手続きをお願いいたします。

●住所及び所有山林面積の変更届等

組合からの郵送物が届かない、電話連絡が取れない方がいらっしゃいます。引っ越し等で住所や連絡先に変更がありましたら、お早めにご連絡ください。また、所有山林面積に変更がある場合、来年度の賦課金額に変更が生じるため、こちらもお早めにお手続きをお願いいたします。

●脱退届

自己都合で組合からの脱退をご希望される方は、今年度内の脱退届の提出締切は令和6年1月末までとなっております。締切日以降の提出となった場合は翌年度での脱退となり、令和6年度の賦課金の請求対象となってしまうため、年度内の脱退をご希望の方は速やかにお手続きをお願いいたします。所有山林をすべて売却した等の理由で組合員資格を喪失した場合の脱退については、令和6年3月末までにお手続きいただければ今年度内の脱退となります。

なお、対象の組合員が既に亡くなっている等の理由で不在の場合は、出資金返還の都合上、一旦相続加入のお手続きが必要になりますのでご注意ください。法的に相続放棄をしている等、相続人がいない場合は、裁判所から送付された「相続放棄申述受理通知書」等、相続を放棄した証明となる書類の写しをご提出ください。それをもとに脱退の手続きを行います。相続放棄による脱退の場合は出資金は返還されませんのでご了承ください。お願いいたします。